

	構成要件	被告主張の相違点	原告主張の相違点	裁判所の暫定的認定	
本件発明 1 と 乙5発明	A	現実世界で出会ったユーザ同士がユーザ端末を操作することによりコンピュータを利用してネットワークを介してのコミュニケーションによる交流を支援するコンピュータシステムであって、			
	B	互いにコミュニケーションによる交流に同意したユーザ同士が交流できるようにするための複数の交流先のリストをユーザに表示するための制御を行なう交流先リスト表示制御手段と、		(相違点1)★原告相違点2-2を修正 本件発明1の交流先のリストは、交流に同意したユーザ同士が交流できるようにするためのものであるのに対し、乙5発明の履歴情報保存部11bに保存された相手IDのリストは、交流に同意したユーザ同士が交流できるようにするためのものであるが不明である点。(B(C, E))	
	C	ユーザが前記交流先リスト表示制御手段により表示された複数の交流先の中からコミュニケーションを取りたい相手を選択指定し、該選択指定した者と選択指定された相手とがユーザ端末を操作して入力した内容を互いに伝え合ってメッセージを送受信できるように該入力内容を前記ユーザ端末で報知するための入力内容報知手段と、	(相違点2-2) 本件各発明における「複数の交流先のリスト」は、「連絡先の個人情報」を含まないのに対し、乙5発明における「複数の相手先リスト」は、「重要な個人情報ではない」とされる相手IDを含む点。	(相違点2-2) 本件発明1における「複数の交流先のリスト」は、互いに交流に同意したユーザ同士を対象とした交流先に限定されるが、乙5発明における「複数の相手先リスト」は、互いに交流する意思のない利用者同士も混在したリストである点。	
	D	前記ユーザ端末の位置情報を取得し、該位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末を検索する検索手段と、	(相違点1-1) 乙5発明には、利用者端末の位置情報を取得し、該位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置する利用者端末を検索する、いわゆるGPS等の検索手段は記載されていない点。	(相違点1-1) 本件発明1は、ユーザ端末の位置情報を取得し、該位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末が検索されたことを必要条件として交流先のリストに追加する交流先追加処理を行うのに対し、乙5発明においては、利用者同士の出会い支援装置11間での近接無線通信に基づいて相手IDのリストに追加している点。	(相違点2)★被告相違点1-1を修正 本件発明1においては、ユーザ端末の位置情報を取得し、該位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末を検索する、いわゆるGPS検索手段を備えているのに対し、乙5発明においては、かかる検索手段を備えていない点。(D(E))
	E	該検索手段により前記所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末が検索されたことを必要条件として、該検索されたユーザ端末と前記メッセージの送受信を可能にするために新たな交流先として前記交流先のリストに追加する交流先追加処理を行う交流先追加手段と、を備え	(相違点1-2) 本件各発明は、いわゆるGPS検索機能によってユーザ同士の位置情報を取得し、所定時間中に所定距離内に位置したかどうかを判定することによる必要条件判定が行われるのに対し、乙5発明は、出会い支援装置11による近接無線通信の可否に基づいて利用者同士が所定時間中に所定距離内に位置したかどうかを判定することを含む必要条件判定が行われる点。	(相違点1-2) 本件発明1は、互いにコミュニケーションによる交流に同意したユーザ同士が交流できるようにするための複数の交流先のリストをユーザに表示するための制御を行なうのに対し、乙5発明においては、利用者同士による交流の同意とは無関係に近接した出会い支援装置11間で自動的に行われる近接無線通信に基づいて相手IDがリスト表示され、互いにコミュニケーションによる交流に同意する以前の段階で当該同意しているか否かにかかわらず相手IDがリスト表示される点。	(相違点3)★原告相違点1-1 本件発明1は、ユーザ端末の位置情報を取得し、該位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末が検索されたことを必要条件として交流先のリストに追加する交流先追加処理を行うのに対し、乙5発明においては、利用者同士の出会い支援装置11間での近接無線通信に基づいて相手IDのリストに追加している点。(E)
	F	前記複数の交流先の中からコミュニケーションを取りたい相手を選択指定した者が選択指定された相手に対しメッセージを入力して送信する操作を行った場合に、前記選択指定された相手のユーザ端末にメッセージが入力された旨のポップアップ通知を行うための制御を実行する一方、			
	G	前記交流先として指定されて互いにメッセージを送受信できるユーザ端末同士の間からの要求に応じて、他方のユーザ端末からメッセージを入力して送信する操作を行ったとしても前記ポップアップ通知を行わないように制御し、	(相違点3) 本件各発明は、他方のユーザ端末からメッセージを入力して送信する操作を行ったとしても前記ポップアップ通知を行わないように制御することができるのに対し、乙5に記載された発明は、ポップアップ通知を行わないように制御することが可能かどうか明らかにされていない点。	(相違点3) 本件発明1は、交流先として指定されて互いにメッセージを送受信できるユーザ端末同士の間からの要求に応じて、他方のユーザ端末からメッセージを入力して送信する操作を行ったとしてもポップアップ通知を行わないように制御するのに対し、乙5発明においては、そのような構成を採用していない点。	(相違点4)★原告相違点3を修正(被告相違点3も同旨) 本件発明1は、交流先として指定されて互いにメッセージを送受信できるユーザ端末同士の間からの要求に応じて、他方のユーザ端末からメッセージを入力して送信する操作を行ったとしてもポップアップ通知を行わないように制御するのに対し、乙5発明においては、そのような制御をすることが不明である点。(G)
	H	前記コンピュータ側からの制御に基づいて前記交流先のリストを前記ユーザ端末に表示させることにより、前記ユーザ同士が連絡先の個人情報を知らせ合うことなく交流できるようにした、	(相違点2-1) 本件各発明は、連絡先の個人情報を交換することなく交流ができるのに対し、乙5に記載された発明は、「重要な個人情報ではない」とされる会員IDのみを交換し、その他の個人情報を知らせ合わないまま交流を行うことが可能である点。	(相違点2-1) 本件発明1は、コンピュータ側からの制御に基づいて前記交流先のリストをユーザ端末に表示させることにより、前記ユーザ同士が連絡先の個人情報を交換することなく交流できるようにしたのに対し、乙5発明においては、PC端末102での相手IDのリスト表示が会員センター(サーバ)からの制御で行われるのか、出会い支援装置11に保存された履歴情報をPC端末が読出して表示しているのか(「ユーザ端末」自身の制御で表示しているのか)、不明であり、かつ、連絡先の個人情報である会員IDを互いの出会い支援装置11間で自動的に交換して相手のIDをPC端末102で表示することにより交流できるようにしている点。	(相違点5)★原告相違点2-1の前段部分を修正 本件発明1は、コンピュータ側からの制御に基づいて交流先のリストをユーザ端末に表示させるのに対し、乙5発明は、そのような構成を有するか不明である点。(H(B, C)) (相違点6)★被告相違点2-1 本件発明1は、連絡先の個人情報を交換することなく交流できるようにしたのに対し、乙5発明は、「重要な個人情報ではない」とされる会員IDのみを交換し、その他の個人情報を知らせ合わないまま交流を行うことが可能である点。(H)
	I	コンピュータシステム。			

	構成要件	被告主張の相違点	原告主張の相違点	裁判所の暫定的認定	
本件発明 2 と 乙5発明	J	前記交流先追加手段は、前記検索手段により前記所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末が検索された場合に、当該検索された前記ユーザ端末同士の所持者の内的一方が相手方に対して交流の申し出を行ない、相手方も交流に同意することにより、前記交流先追加処理を行う。	(相違点1-1) 乙5発明には、利用者端末の位置情報を取得し、該位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置する利用者端末を検索する、いわゆるGPS検索手段は記載されていない点。	(相違点4) 本件発明2は、前記検索手段により検索された前記ユーザ端末同士の所持者の内的一方が相手方に対して交流の申し出を行ない、相手方も交流に同意することにより、前記交流先追加処理を行うのに対し、乙5発明においては、PC端末102の所持者の内的一方(利用者A)が相手方(利用者B)に対してメッセージを送信することによるコンタクトの申し出を行い、相手方(利用者B)が返信メッセージを送信して申し出に同意することにより交流に同意しているが、やり取りされるメッセージの内容までサーバ103が感知できず交流に同意したことの確認が不可能であり、かつ、前記交流の同意以前の段階で当該同意とは無関係に、近接した出会い支援装置11間で自動的に行われる近接無線通信に基づいて相手IDの追加処理を行っている点。	(相違点7)★原告相違点4を修正 本件発明2は、前記検索手段により検索された前記ユーザ端末同士の所持者の内的一方が相手方に対して交流の申し出を行ない、相手方も交流に同意することにより、前記交流先追加処理を行うのに対し、乙5発明においては、前記交流の同意以前の段階で当該同意とは無関係に自動的に相手IDの追加処理を行っている点。(J)
	K	請求項1に記載のコンピュータシステム。			

	構成要件	被告主張の相違点	原告主張の相違点	裁判所の暫定的認定	
本件発明3と乙5発明	L	現実世界で出会ったユーザ同士がユーザ端末を操作することによりコンピュータを利用してネットワークを介してのコミュニケーションによる交流を支援するコンピュータシステムであって、			
	M	複数の交流先のリストをユーザに表示するための制御を行なう交流先リスト表示制御手段と、			
	N	ユーザが前記交流先リスト表示制御手段により表示された複数の交流先の中からコミュニケーションを取りたい相手を選択指定し、該選択指定した者と選択指定された相手とがユーザ端末を操作して入力した内容を互いに伝え合ってメッセージを送受信できるように該入力内容を前記ユーザ端末で報知するための入力内容報知手段と、	(相違点2-2) 本件各発明における「複数の交流先のリスト」は、「連絡先の個人情報」を含まないのに対し、乙5発明における「複数の相手先リスト」は、「重要な個人情報ではない」とされる相手IDを含む点。	(相違点2-2) 本件発明3における「複数の交流先のリスト」は、互いに交流に同意したユーザ同士を対象とした交流先に限定されるが、乙5発明における「複数の相手先リスト」は、互いに交流する意思のない利用者同士も混在したリストである点。	
	O	前記ユーザ端末の位置情報を取得し、該位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末を検索する検索手段と、	(相違点1-1) 乙5発明には、利用者端末の位置情報を取得し、該位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置する利用者端末を検索する、いわゆるGPS等の検索手段は記載されていない点。	(相違点1-1) 本件発明3は、ユーザ端末から取得された位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末が検索されたことを必要条件として交流先のリストに追加する交流先追加処理を行うのに対し、乙5発明においては、利用者同士の出会い支援装置11間での近接無線通信に基づいて相手IDのリストに追加している点。	(相違点2)★被告相違点1-1を修正 本件発明3においては、ユーザ端末の位置情報を取得し、該位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末を検索する、いわゆるGPS検索手段を備えているのに対し、乙5発明においては、かかる検索手段を備えていない点。(O(P))
	P	前記検索手段により前記所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末が検索されたことを必要条件として、該検索されたユーザ端末と前記メッセージの送受信を可能にするために新たな交流先として前記交流先のリストに追加する交流先追加処理を行う交流先追加手段とを備え、	(相違点1-2) 本件各発明は、いわゆるGPS検索機能によってユーザ同士の位置情報を取得し、所定時間中に所定距離内に位置したかどうかを判定することによる必要条件判定が行われるのに対し、乙5発明は、出会い支援装置11による近接無線通信の可否に基づいて利用者同士が所定時間中に所定距離内に位置したかどうかを判定することを含む必要条件判定が行われる点。	(相違点1-2) 本件発明3は、ユーザ端末同士の所持者の内的一方が相手方に対して交流の申し出を行ない、相手方も交流に同意することにより、前記交流先追加処理を行うのに対し、乙5発明においては、PC端末102の所持者の内的一方(利用者A)が相手方(利用者B)に対してメッセージを送信することによるコンタクトの申し出を行い、相手方(利用者B)が返信メッセージを送信して申し出に同意することにより交流に同意しているが、やり取りされるメッセージの内容までサーバ103が感知できず交流に同意したことの確認が不可能であり、かつ、前記交流の同意以前の段階で当該同意とは無関係に、近接した出会い支援装置11間で自動的に行われる近接無線通信に基づいて交流先追加処理を行っている点。	(相違点3)★原告相違点1-1 本件発明3は、ユーザ端末の位置情報を取得し、該位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末が検索されたことを必要条件として交流先のリストに追加する交流先追加処理を行うのに対し、乙5発明においては、利用者同士の出会い支援装置11間での近接無線通信に基づいて相手IDのリストに追加している点。(P(R))
	Q	前記複数の交流先の中からコミュニケーションを取りたい相手を選択指定した者が選択指定された相手に対しメッセージを入力して送信する操作を行った場合に、前記選択指定された相手のユーザ端末にメッセージが入力された旨のポップアップ通知を行うための制御を実行し、			
	R	前記交流先追加手段は、前記検索手段により前記所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末が検索された場合に、当該検索された前記ユーザ端末同士の所持者の内的一方が相手方に対して交流の申し出を行ない、相手方も交流に同意することにより、前記交流先追加処理を行い、			
	S	前記コンピュータ側からの制御に基づいて前記交流先のリストを前記ユーザ端末に表示させることにより、前記ユーザ同士が連絡先の個人情報を知らせ合うことなく交流できるようにした、	(相違点2-1) 本件各発明は、連絡先の個人情報を交換することなく交流ができるのに対し、乙5に記載された発明は、「重要な個人情報ではない」とされる会員IDのみを交換し、その他の個人情報を知らせ合わないまま交流を行うことが可能である点。	(相違点2-1) 本件発明3は、コンピュータ側からの制御に基づいて前記交流先のリストをユーザ端末に表示させることにより、前記ユーザ同士が連絡先の個人情報を交換することなく交流できるようにしたのに対し、乙5発明においては、PC端末102での相手IDのリスト表示が会員センター(サーバ)からの制御で行われるのか、出会い支援装置11に保存された履歴情報をPC端末が読出して表示しているのか(「ユーザ端末」自身の制御で表示しているのか)、不明であり、かつ、連絡先の個人情報である会員IDを互いの出会い支援装置11間で自動的に交換して相手のIDをPC端末102で表示することにより交流できるようにしている点。	(相違点4)★原告相違点2-1の前段部分を修正 本件発明3は、コンピュータ側からの制御に基づいて交流先のリストをユーザ端末に表示させるのに対し、乙5発明は、そのような構成を有するか不明である点。(H(B, C)) (相違点5)★被告相違点2-1 本件発明3は、連絡先の個人情報を交換することなく交流ができるのに対し、乙5発明は、「重要な個人情報ではない」とされる会員IDのみを交換し、その他の個人情報を知らせ合わないまま交流を行うことが可能である点。(H)
T	コンピュータシステム。				

	構成要件	被告主張の相違点	原告主張の相違点	裁判所の暫定的認定
	U 現実世界で出会ったユーザ同士がコンピュータを利用して交流を行うためにユーザ端末により実行されるプログラムであって、			
	V 前記ユーザ端末の位置情報を前記コンピュータへ送信する位置情報送信ステップと、	(相違点1-1) 乙5発明には、利用者端末の位置情報を取得し、該位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置する利用者端末を検索する、いわゆるGPS等の検索手段は記載されていない点。	(相違点1-1) 本件発明4は、コンピュータへ送信されてきたユーザ端末の位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末が検索されたことを必要条件として交流先のリストに追加する交流先追加処理を行うのに対し、乙5発明においては、利用者同士の出会い支援装置11間での近接無線通信に基づいて相手IDのリストに追加している点。	
	W 前記ユーザ端末の報知部を制御する報知制御ステップとを、前記ユーザ端末に実行させ、			
	X 前記報知制御ステップは、			
	X1 複数の交流先のリストを表示するための交流先リスト表示制御ステップと、			
	X2 ユーザが前記表示された複数の交流先の内からコミュニケーションを取りたい相手を選択指定し、該選択指定した者と選択指定された相手とがユーザ端末を操作して入力した内容を互いに伝え合せてメッセージを送受信できるように該入力内容を前記ユーザ端末で報知するための入力内容報知ステップと、を含み、さらに、	(相違点2-2) 本件各発明における「複数の交流先のリスト」は、「連絡先の個人情報」を含まないのに対し、乙5発明における「複数の相手先リスト」は、「重要な個人情報ではない」とされる相手IDを含む点。	(相違点2-2) 本件発明4における「複数の交流先のリスト」は、互いに交流に同意したユーザ同士を対象とした交流先に限定されるが、乙5発明における「複数の相手先リスト」は、互いに交流する意思のない利用者同士も混在したリストである点。	
	X3 前記選択指定した者が選択指定された相手に対しメッセージを入力して送信する操作を行った場合に、前記選択指定された相手のユーザ端末の前記報知部にメッセージが入力された旨のポップアップ通知を行い、			
	Y 前記コンピュータは、			
本件発明4と乙5発明	Y1 前記位置情報送信ステップにより送信されてきた前記ユーザ端末の位置情報を取得し、該位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末を検索する検索手段と、	(相違点1-1) 乙5発明には、利用者端末の位置情報を取得し、該位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置する利用者端末を検索する、いわゆるGPS等の検索手段は記載されていない点。		(相違点1)★被告相違点1-1を修正 本件発明4においては、ユーザ端末の位置情報を取得し、該位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末を検索する、いわゆるGPS検索手段を備えているのに対し、乙5発明においては、かかる検索手段を備えていない点。(Y1(Y2))
	Y2 該検索手段により前記所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末が検索されたことを必要条件として、該検索されたユーザ端末と前記メッセージの送受信を可能にするために新たな交流先として前記交流先のリストに追加する交流先追加処理を行う交流先追加手段と、を含んでおり、	(相違点1-2) 本件各発明は、いわゆるGPS検索機能によってユーザ同士の位置情報を取得し、所定時間中に所定距離内に位置したかどうかを判定することによる必要条件判定が行われるのに対し、乙5発明は、出会い支援装置11による近接無線通信の可否に基づいて利用者同士が所定時間中に所定距離内に位置したかどうかを判定することを含む必要条件判定が行われる点。	(相違点1-2) 本件発明4は、ユーザ端末同士の所持者の内の一方が相手方に対して交流の申し出を行ない、相手方も交流に同意することにより、前記交流先追加処理を行うのに対し、乙5発明においては、PC端末102の所持者の内の一方(利用者A)が相手方(利用者B)に対してメッセージを送信することによるコンタクトの申し出を行い、相手方(利用者B)が返信メッセージを送信して申し出に同意することにより交流に同意しているが、やり取りされるメッセージの内容までサーバ103が感知できず交流に同意したことの確認が不可能であり、かつ、前記交流の同意以前の段階で当該同意とは無関係に、近接した出会い支援装置11間で自動的に行われる近接無線通信に基づいて相手IDの追加処理を行っている点。	(相違点2)★原告相違点1-1 本件発明4は、コンピュータへ送信されてきたユーザ端末の位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末が検索されたことを必要条件として交流先のリストに追加する交流先追加処理を行うのに対し、乙5発明においては、利用者同士の出会い支援装置11間での近接無線通信に基づいて相手IDのリストに追加している点。(Y2(Z))
	Z 前記交流先追加手段は、前記検索手段により前記所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末が検索された場合に、当該検索された前記ユーザ端末同士の所持者の内の一方が相手方に対して交流の申し出を行ない、相手方も交流に同意することにより、前記交流先追加処理を行い、			
	Γ 前記コンピュータ側からの制御に基づいて前記交流先のリストを前記表示部に表示させることにより、前記ユーザ同士が連絡先の個人情報を知らせ合うことなく交流できるようにした、	(相違点2-1) 本件各発明は、連絡先の個人情報を交換することなく交流ができるのに対し、乙5に記載された発明は、「重要な個人情報ではない」とされる会員IDのみを交換し、その他の個人情報を知らせ合わないまま交流を行うことが可能である点。	(相違点2-1) 本件発明4は、コンピュータ側からの制御に基づいて前記交流先のリストをユーザ端末に表示させることにより、前記ユーザ同士が連絡先の個人情報を交換することなく交流できるようにしたのに対し、乙5発明においては、PC端末102での相手IDのリスト表示が会員センター(サーバ)からの制御で行われるのか、出会い支援装置11に保存された履歴情報をPC端末が読出して表示しているのか(「ユーザ端末」自身の制御で表示しているのか)、不明であり、かつ、連絡先の個人情報である会員IDを互いの出会い支援装置11間で自動的に交換して相手のIDをPC端末102で表示することにより交流できるようにしている点。	(相違点3)★原告相違点2-1の前段部分を修正 本件発明4は、コンピュータ側からの制御に基づいて交流先のリストをユーザ端末に表示させるのに対し、乙5発明は、そのような構成を有するか不明である点。(Γ(X1, Y2)) (相違点4)★被告相違点2-1 本件発明4は、連絡先の個人情報を交換することなく交流ができるのに対し、乙5発明は、「重要な個人情報ではない」とされる会員IDのみを交換し、その他の個人情報を知らせ合わないまま交流を行うことが可能である点。(Γ)
	Δ プログラム、			